

検体検査業務委託プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

高知医療センター検体検査業務委託

(2) 事業の目的

生化学検査等の検体検査及びそれらの付随業務を、適切な業務委託料で、かつ業務量に応じた効率的な人員体制と設備体制で適切な処理を行い、迅速且つ正確で安全な検査体制を確立することを目的とする。

(3) 事業内容

別添「検体検査業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

2 見積限度額（5年間総額）

2,374,250千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）及び次点者を選考するために「検体検査業務委託プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

審査委員会を開催し、提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーション内容について、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。

なお、評価点が同じである場合は、最終の指標として価格を使用する。

選定後には、高知県・高知市病院企業団と候補者は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行い、この交渉が整ったときには、随意契約の手続きを行う。ただし、30日以内に交渉が整わない場合は、次点者と交渉を行う。

また、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

5 参加資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 高知県における「令和3年～5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者（もしくは契約締結時までに登録が予定されている者）であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5項に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 高知県内に事業所（本社、支店、営業所等）を置く者、又は契約締結（業務開始）ま

でに事業所を開設することが確実であると認められる者であること。

- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 個人情報保護に関する方針及び規程が定められていること。
- (9) 平成 28 年度以降に許可病床数 300 床以上の規模の病院において、ブランチラボ方式による検体検査業務を 2 年以上継続して履行した実績を有している者であること。（今年度受託している場合も 1 年とみなすこととする。）
- (10) 一般財団法人医療関連サービスマーク振興会による「検体検査」に関する医療関連サービスマークの認定を受けている者、又は医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 8 に定める基準に適合することを証明できる者であること。
- (11) (1) の競争入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルに参加を希望する者は、高知県知事が定める申請書（令和 3 年度から令和 5 年度競争入札参加資格審査申請書）に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して、次の指定場所へ提出すること。

高知県知事が定める申請書に関しては、高知県会計管理局のホームページを参照すること。

【高知県会計管理局のホームページ】

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/>

【高知県知事が定める申請書の提出先】

〒780-8570

高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

高知県会計管理局 総務事務センター

TEL 088-823-9788

6 説明会（Web 開催）及び院内視察等

(1) 説明会

開催日時：令和 3 年 11 月 9 日（火）午前 10 時から

開催方法：オンライン会議アプリ「Zoom」による

参加方法：令和 3 年 11 月 4 日（木）午後 5 時までに、説明会参加申込書（別紙様式 1）により持参、又は F A X で提出すること。F A X による場合は、電話にて着信を確認すること。

なお、当日は募集要領（仕様書を含む。）及び様式を高知医療センターホームページより出力し、手元に用意しておくこと。

（提出先）「14 問い合わせ先」に同じ

なお、説明会への出欠が当該プロポーザルへの参加に影響することはない。

(2) 院内視察等

高知医療センターの状況を理解するための院内視察については、希望があれば、病院運営に支障のない範囲で説明会終了後から令和 3 年 11 月 29 日（月）までの間対応する。ただし、新型コロナウイルス感染症対策のため、県外からの来院者については、当院指定の体調管理票の提出を求めるものとする。（緊急事態宣言地域からの来院者については、陰性証明等の提出を求める場合もある。）

7 質疑と回答

質疑については、説明会終了後から令和 3 年 11 月 18 日（木）午後 5 時までの間、別紙様式 2 により郵送（書留又は配達記録に限る）又は F A X 又は電子メールで受け付ける。

FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認するものとする。質疑と回答の内容は高知医療センターホームページに掲載する。同日を過ぎての質疑については、原則として受け付けないが、回答することが必要と認める場合は、この限りではない。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書（別紙様式3）に資格要件の確認書類を添えて申込を受け付けます。申込に当たって提出される書類を次表に示します。

様式番号	提出書類の名称	提出部数
別紙様式3	参加申込書	1部
別紙様式4	参加資格要件確認書（添付書類を含む）	1部
自由様式	個人情報保護に関する方針等（既存の印刷物の提出でも可）	1部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達記録に限る。）による。

② 提出期限

令和3年12月2日（木）午後5時（必着）

③ 提出先

〒781-8555 高知市池 2125 番地 1

高知県・高知市病院企業団 事務局 業務課（TEL088-837-6735）

(2) 資格要件の確認

申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を速やかに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土日祝日を除く。）以内に、書面により、企業長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められるものとする。

② 企業長は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して7日（土日祝日を除く。）以内に書面により回答する。

9 企画提案書の作成

別途定める「検体検査業務委託プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「検体検査業務委託プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、審査委員会終了後、1週間以内にすべての参加者に文書で通知する。

なお、審査結果は高知県・高知市病院企業団情報公開条例第2条の規定により準用する高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

【高知県情報公開条例】

<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>

12 日程

令和3年10月27日（水）	募集開始
令和3年11月4日（木）	説明会参加申込締切
令和3年11月9日（火）	説明会（WEB）
令和3年11月18日（木）	質疑書提出締切
令和3年12月2日（木）	参加申込及び資格要件確認書類提出締切
令和3年12月14日（火）	企画提案書の提出締切
令和3年12月22日（水）（予定）	審査委員会（プレゼンテーション）
平成3年12月下旬（予定）	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写する。ただし、高知県・高知市病院企業団内及び審査委員会での使用に限る。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県・高知市病院企業団情報公開条例第2条の規定により準用する高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。ただし、提案書等を開示することにより、参加者が事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する場合は、該当部分にその旨を表示するとともに別紙様式5により提出すること。なお、開示・非開示の判断は別紙様式5に基づき行うものではなく、別紙様式5を参考に、同条例に基づき高知県・高知市病院企業団が客観的に判断する。

【高知県情報公開条例】

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>

- (4) 契約者以外の参加者から提案された内容については、参加者の承諾なしに利用しない。

14 問い合わせ先

高知県・高知市病院企業団 事務局 業務課 恒石または上田

TEL：088-837-6735

FAX：088-837-6766

E-mail：gyoumu@khsc.or.jp

15 その他

- (1) 参加申込書類を提出した後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の高知県・高知市病院企業団との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とする、
- (3) 次のいずれかに該当した場合、参加者は失格になる場合がある。
 - ア 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - イ 当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ウ プロポーザルの手続き過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明したとき。